

○国土交通省令第四十四号  
 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前				
(公示)				(公示)				
<b>第六十四条</b> 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				<b>第六十四条</b> 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				
2 (略)	名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日	名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日
	公益財団法人 運行管理者試験センター	東京都港区芝大門一丁目十六番三号芝大門壹老六ビル七階	東京都港区芝大門一丁目十六番三号芝大門壹老六ビル七階	平成十四年二月一日	公益財団法人 運行管理者試験センター	東京都新宿区荒木町二十番地 インテック八十八ビル四階	東京都新宿区荒木町二十番地 インテック八十八ビル四階	平成十四年二月一日

（貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部改正）

第二条 貨物自動車運送事業運輸安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前				
(公示)				(公示)				
<b>第四十五条</b> 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				<b>第四十五条</b> 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。				
2 (略)	名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日	名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日
	公益財団法人 運行管理者試験センター	東京都港区芝大門一丁目十六番三号芝大門壹老六ビル七階	東京都港区芝大門一丁目十六番三号芝大門壹老六ビル七階	平成十三年四月一日	公益財団法人 運行管理者試験センター	東京都新宿区荒木町二十番地 インテック八十八ビル四階	東京都新宿区荒木町二十番地 インテック八十八ビル四階	平成十三年四月一日

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。